

■償却資産とは

市内で事業を営む個人・法人が、その事業に使用している資産のことを『償却資産』（機械、器具、備品、構築物、建物付属設備等）といい、固定資産税の課税対象となります。

※ 確定申告上の減価償却資産と固定資産税の『償却資産』は制度目的が違うものであり、確定申告をしたとしても、固定資産税の申告は必要になります。

◆申告対象者◆

令和7年1月1日現在、勝浦市に存する償却資産を所有している事業者

※ 申告対象資産の課税標準額合計が免税点(150万円未満)となる場合でも申告は必要です。

◆申告の対象になる償却資産の例◆

各種製造機械等、パソコン・電話等事務機器、机・椅子等事務用品、陳列ケース、看板、応接セット、舗装路面、庭園、門・塀施設の外構工事、各工事費用、太陽光発電設備、大型特殊自動車、船舶、漁具及び機械、農耕器具及び機械、農業用ビニールハウス、リース資産 等

◆申告の対象にならない償却資産◆

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象になる資産
- ② 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入した資産
- ③ 取得価額20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択した資産

※ 取得額が30万円未満の資産で、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の必要経費及び損金算入の特例資産については申告の対象です。

■減価償却を行っていない資産

赤字決算等のため、減価償却資産について減価償却を行わない場合がありますが、事業用に供することができる資産であれば申告の対象となります。なお、償却済資産(減価償却が終わった資産)についても、取得価額の5%が評価額の最低限度となり、使用している以上は課税の対象となりますので、申告をお願いします。

■所有権移転リース資産について

リース後に資産が使用者の所有物となる(所有権移転リース)場合は、資産の借主(使用者)が申告をする必要がありますので、ご注意下さい。

■特殊自動車について

特殊自動車とは、フォークリフト、ショベルローダ、バックホーや農耕トラクター、田植え機、コンバイン等、走行や運搬よりも、作業機械としての効果を発揮することを主たる目的とした自動車のことをいい、車両の大きさや最高時速により『大型特殊自動車』と『小型特殊自動車』に分類されます。

償却資産の申告の対象となるのは、大型特殊自動車のみです。

◆大型特殊自動車◆

一般・建設用 次の項目に1つでも該当する場合は大型特殊自動車となります。

① 最高速度が15km/hを超える ② 長さが4.7mを超える ③ 幅が1.7mを超える

④ 高さが2.8mを超える

農耕作業用 最高速度が35km/h以上(乗用装置のあるもの)

■廃業された方について(自家消費農業者へ変更された方)

令和6年中に廃業された方は、令和7年度の固定資産税(償却資産)は課税されませんが、申告書に下記のとおり記載の上、申告を必ずお願いします。なお、事業の休業中については、将来再開する事業に使用する目的で資産を保有している場合等は申告の対象となります。

※ 廃業された方は、申告書の18.備考欄に『令和6年〇月廃業』と記載して下さい。

※ 農業事業者は、JA等に拠出をやめて自家消費を目的とした農業になられた方は、上記同様18.備考欄に『令和6年〇月農業廃業』と記載して下さい。

■資産所有者が亡くなられた、変更(承継、譲渡、売買等)された方について

新しい償却資産所有者の住所・氏名を申告書の1.住所 2.氏名欄に記入し、旧所有者の住所、氏名に抹消線を引いてください。また、18.備考欄に『所有者変更』とご記入ください。

■実地調査及び国税資料の提出・閲覧について

申告内容を確認するために地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、国税申告書添付書類(減価償却内訳・明細書(写)又は減価償却の計算書(写)等)の提出をお願いすることや、償却資産の実地調査に伺うことがあります。また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧も行っておりますので、閲覧した書類の内容と申告内容について、お問合せの際は併せてご協力をお願いします。

毎年、申告の内容を確認せずに申告書の18.備考欄に『増減なし』として申告される方が多く見られます。必ず、所有している資産を確認の上、令和7年1月31日(金)までに申告をお願いします。